

第九回国会 水産委員會議録 第九号

(一七三)

昭和二十五年十二月八日(金曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 富永格五郎君

理事 小高 薫郎君 理事 川端 佳夫君

理事 山口長治郎君 理事 林 好次君

理事 上林興市郎君

石原 圓吉君 鈴木 善幸君

田淵 光一君 永田 節君

平井 義一君 松田 鐵藏君

小松 勇次君 水野彦治郎君

井之口政雄君

出席政府委員

水産庁長官 家坂 孝平君

委員外の出席者

参議院水産委員長 木下 辰雄君

農林事務官 山本 豊君

(水産庁次長) 専門員 杉浦 保吉君

十二月七日

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(木下辰雄君外六名提出、参法第三号)(予)

同日八日

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第三号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第三号)

中央卸売市場の手数料等に関する件

○富永委員長 これより水産委員会を開きます。

水産業協同組合法の一部を改正する

第一類第十号 水産委員會議録第九号

昭和二十五年十二月八日

法律案を議題といたします。まず提案者より趣旨の弁明を求めます。木下参議院水産委員長。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 水産加工業協同組合連合会(第九十七条、第一百条)」を「第六章 水産加工業協同組合連合会(第九十七條、第一百條)」に改める。

第一百条の次に次の一章を加える。

第六章の二 水産業協同組合

共済会

(設立の目的)

第一百条の二 水産業協同組合は、その経営の安定及び改善を図るため、災害に因つて受けることのある損害を相互に救済することを目的として、水産業協同組合共済会(以下「共済会」という。)を設立することができる。

(共済会の名称)

第一百条の三 共済会は、その名称中に水産業協同組合共済会という文字を用いなければならない。

2 共済会でないものは、その名称中に水産業協同組合共済会という文字を用いてはならない。

(事業)

第一百条の四 共済会は、会員から共

済掛金の支払を受け、会員がその事業の用に供する建物、工作物その他省令で定める物件又はその事業上の取扱に係る物品につき、火災(地震に因るものを除く)、火災又は風災に因つて生じた損害について、会員に対し共済金を交付する事業を行うものとする。

2 前項の規定の適用については、会員が第一百条の六第二項第三号の規定による会員である場合には、その会員が営む漁業又は水産加工業を会員の事業とする。

3 共済会の事業で保険事業に該当するものについては、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)を適用しない。

(共済金額の制限及び監督上の指示)

第一百条の五 主務大臣は、必要があると認めるときは、共済金について、その最高金額を定めることができる。この場合には、共済金は、当該金額をこえて共済金を交付してはならない。

2 主務大臣は、共済会に対し、その事業について監督上必要な事項を指示することができる。

(会員の資格)

第一百条の六 共済会の会員たる資格を有する者は、左の各号の一に該当する者とする。

一 共済会の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組

合連合会

合連合会

合連合会

合連合会

合連合会

合連合会

合連合会

合連合会

合連合会

合連合会

二 共済会の地区内に住所を有する漁業生産組合

2 前項に規定する者の外、共済会は、定款の定めるところにより、左の各号の一に該当する者を会員たる資格を有する者とするることができる。

一 共済会の地区内に住所を有し、且つ、法律に基いて設立された協同組合であつて、前項第一号に規定する者の事業と同種の事業を行うもの

二 共済会の地区内に住所を有し、且つ、水産加工業を行うことを目的とする企業組合

三 前項又は前二号に規定する組合の組合員

(定款に記載すべき事項)

第一百条の七 共済会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 名称

二 地区

三 事務所所在地

四 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

五 共済掛金、共済責任その他の共済関係に関する事項に関する規定

六 経費の分担に関する規定

七 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

八 準備金の額及びその積立の方法

九 役員の数及び選挙に関する

規定

十 事業年度

十一 公告の方法

2 共済会の定款には、前項に掲げる事項の外、共済会の存立時期を定めたときは、その時期を記載しなければならない。

3 主務大臣は、模範定款例を定めることができる。

(発起人)

第一百条の八 共済会を設立するには、第一百条の六第一項の規定により会員たる資格を有する者二十人以上が発起人とならなければならない。

(設立の認可)

第一百条の九 行政庁は、第一百条の十第四項において準用する第六十三条第一項の設立の認可の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その事業が健全に行われると認められるときは、その設立を認可しなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分違反するとき。

二 定款又は事業計画のうち重要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

2 行政庁は、前項の認可をし、又はしなかつたときは、遅滞なく、発起人に対し、その旨を書面で通知しなければならない。

九 役員の数及び選挙に関する

規定

十 事業年度

十一 公告の方法

2 共済会の定款には、前項に掲げる事項の外、共済会の存立時期を定めたときは、その時期を記載しなければならない。

3 主務大臣は、模範定款例を定めることができる。

(解散の効果)

第百条の十 共済会が解散したときは、合併の場合を除いては、共済関係は、終了する。

2 前項の場合には、共済会は、まだ経過しない期間に対する共済掛金を払い戻さなければならない。(準用規定)

第百条の十一 共済会の事業に関する事項については、第百条の四及び第百条の五に規定するものの外、商法第六百三十一条から第六百三十三条まで、第六百三十五条、第六百三十九条から第六百四十五条まで、第六百四十九条、第六百五十四条から第六百五十六条まで及び第六百六十一条から第六百六十三条までの規定を準用する。

2 共済会の会員に関する事項については、第百条の六に規定するものの外、第二十一条、第二十二條及び第二十五条から第二十七條までの規定を準用する。この場合において、第二十一条第一項但書中「第十八条第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。)」とあるのは「第百条の六第二項の規定による組合員(以下第百条の十一において準用する各規定において「准組合員」という。)」と、第二十二條第二項中「前項の経費」とあるのは「前項の経費又は共済掛金」と読み替えるものとする。

3 共済会の管理に関する事項については、第百条の七に規定するものの外、第三十三條、第三十四條第一項から第七項まで、第三十五条から第五十二条まで、第五十五条

条第一項、第三項及び第五十六條の規定を準用する。この場合において、第三十四條第七項中「組合員(准組合員を除く。)」とあるのは「一會員たる水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人(第十八条第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第九十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による組合員を構成する者を除く。)」と、同項但書中「漁民」とあるのは「水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人(第十八条第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第九十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による組合員を構成する者を除く。)」と、第三十九條、第四十四條、第四十七條、第五十條及び第五十二條中「准組合員」とあるのは「准組合員」と、第四十八條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百条の九」と読み替えるものとする。

4 共済会の設立に関する事項については、第百条の八及び第百条の九に規定するものの外、第六十條から第六十三條まで、第六十六條第一項及び第六十七條の規定を準用する。この場合において、第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「水産業協同組合の理事」と、第六十二條第五項中「准組合員」とあり、又は同条第六項において準用する第二十一条第一項但書中「第十八条第三項の規定による組合員以下本章及び第四章

において「准組合員」という。）」とあるのは「准組合員」と読み替えるものとする。

6 共済会の解散及び清算に関する事項については、前条に規定するものの外、第六十八條、第六十九條第一項から第三項まで及び第七十條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「准組合員」とあるのは「准組合員」と、第六十九條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百条の九」と、第七十條第一項中「組合員(准組合員を除く。)」とあるのは「會員(准組合員を除く。)」の理事」と、同条第二項中「第三十四條第七項本文及び第八項」とあるのは「第三十四條第七項本文」と、同項において準用する第三十四條第七項本文中「組合員(准組合員を除く。)」とあるのは「會員たる水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人(第十八条第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第九十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による組合員を構成する者を除く。)」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定する事項の外、共済会に関する事項については、第五條、第六條、第八條及び第九條の規定を準用する。

第百一条第一項中「水産業協同組合以下組合」という。を「水産業協同組合又は共済会(以下「組合」と総称する。)」に改める。

第百十條第二項中「及び水産加工業協同組合連合会登記簿を、水産加工業協同組合連合会登記簿及び水産業協同組合共済会登記簿」に改める。

第百十八條第二項中「及び第百條第五項を、第百條第五項及び第百條の十一第五項」に改める。

第百二十五條中「准組合員」を「第十八条第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及び第九十八條第三号、第九十八條第二号又は第百條の六第二項の規定による組合員」に改める。

条第二項(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。及び第百條の三第二項)に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 法人税法(昭和二十二年法律第二十八號)の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「水産加工業協同組合連合会、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七號)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「水産業協同組合、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。

第七百四十三條第五号中「農業共済組合連合会、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

○木下参議院水産委員長 水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を簡単に申し上げます。
本法案は衆議院の鈴木善幸君を通じて本委員会との交渉方を依頼しまして、電波に関する問題と共済会の問題と、二つを議員提出としてようじやないか。これは衆議院の方で御提案になつてもさしつかえないが、御相談してもいいという事で、私どもの方で申し込みましたところが、その答へは、電波の方は衆議院の方から議員提出に

する、共済会の問題については参議院から議員提出にしてみたいというようなお話がありました。それに基づきまして参議院の方ではこの法案を作成いたしました。司令部の方に出しました。ところがようやく昨日オーケーが参りまして衆議院の水産委員会御審議上はなほ御迷惑をかけることになつたのであります。

この法案の骨子は、水産業協同組合も農業協同組合と同様共済事業をなし得るというだけの簡単な内容であります。しかしそれに關係するいろいろの事業法であるとかいろいろのあたりまへに、十箇条ほどになつておりますが、要は共済事業を完全に行うというのに尽きるものであります。その理由とは申しますと、水産業協同組合並びにその組合員の資産などは冷蔵、製氷設備、共同販売所、水産倉庫、協同組合事務所その他水産業の生産の用に供する物件が火災、風災、または水災の災害によりまして損害を受けた場合、相互に救済すること、水産業協同組合の経営を安定し、組合員の事業経営の健全化をはかるゆゑんであります。水産業の振興と上きわめて重要な事柄であると存じます。よつて以上の目的達成のために水産業協同組合及びその所属組合員が結集しまして、水産業協同組合共済会を組織して、相互救済の一手段として共済事業を行わんとするものであります。しかしてこの共済事業は、農業におきましては、農業災害補償法及び農業協同組合法によりまして、すでに実施をいたしておるのであります。しかるに水産業協同組合法では、この改正を行わなければ完全にこの事業を遂行することができないので、今回この法律の改正によりまして、農業と同様にこの共済事業を行わんとするものであります。

次に本法案の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。まずその条文の改正をいたしまして、第一は設立の目的でありまして、それは水産業協同組合はその経営の安定及び改善をはかるために、災害によつて受けることのある損害を相互に救済することを目的といたしまして、水産業協同組合共済会を設立することができるといふたしたのであります。

第二には事業の内容でありまして、この共済会は組合員から共済金の支払いを受け、組合員が事業の用に供する建物、工作物などが火災、風災または水災によつて生じた損害について、組合員に対して共済金を交付するのであります。なおこの事業で保険事業に該当するものにつきましては、保険業法を適用しないことになつたのであります。

第三は共済金額の制限及び監督上の指示の規定でありまして、主務大臣は必要があると認めるときは、共済金についてその最高限度を定めることができる。この場合には共済金は当該金額を越えて共済金を交付してはならない、こういうことになつております。また主務大臣は監督上必要な事項を指示することができるのであります。

第四は組合員の資格でありまして、すなわち組合員は共済会の地区の全部、または一部を地区とする水産業協同組合のすべてが加入することができるとあります。また定款で定めますれば、その所属組合員も加入することができるとあります。

第五は定款に記載すべき事項を規定しております。第六には発起人は水産業協同組合の二十以上が發起しなければならぬのであります。第七は設立認可の場合の条件、及び解散の効力、その他準用条文を規定したのであります。

以上申し上げたほかに、共済会の事業については商法中、損害保険に關する規定を準用いたし、組合員管理、設立、解散及び清算等につきましては、漁業協同組合に關する規定を準用いたしました。さらに主務大臣が共済金の最高金額を定めた場合には、これに對する違反につきましては罰則を設け、登記、監督の規定につき、以上の改正に關連して必要となつた若干の改正を行つたのであります。

以上が提案の理由及び要旨の概要でございます。参議院の水産委員会におきましては、今日の委員会に委員長報告をいたし、満場一致可決するものと決定いたしました次第であります。どうぞ御審議をせられ、はなはだ会期も差迫つた今日ではありますけれども、事案そのものが非常に急を要しますので、何とぞ至急に本院を通過しますように、特別の御諮議をお願いいたします。なお内容につきまして御質問があらましたならばお答えいたします。

○富永委員長 次は先日鈴木委員からの御意見がありました中央卸売市場に於ける手数料に關する問題を議題に供します。この場合委員会から要望をいたしたいと思ひます。

中央卸売市場に於ける卸売人の手数料は十二月四日農林大臣の裁定によりとあらず最高六分として十二月五日より実施することに決定を見た模様であるが、急迫せる漁業経営の事情に鑑み政府は、手数料の値上げの前提要件たる漁民生活の確保と漁業経済の安定を期するための諸施策をすみやかに確立されるよう要望する。

記
一、水産金融対策の確立
(イ)漁業災害補償制度の確立
(ロ)漁業手形制度の整備強化
(ハ)長中期生産設備資金融資の対策
二、魚価維持対策の急速実施
(イ)生産地並びに主要消費地における製氷、冷蔵網の整備
(ロ)水産物貿易の振興対策の確立
三、漁業経営費の軽減に關する対策決定
(イ)燃料、綿製品、マニラ製品等漁業資材の価格の引下げ
(ロ)右主要資材の量的確保
四、水産物流通機構の根本的刷新
以上であります。これに對する水産庁長官の答弁を求めます。

○家坂政府委員 手数料の値上げに關しまして、これはひいては結局生産者たる漁民の生活にも非常に影響のあることでもありますので、水産庁といたしましては、この前提条件といたしまして、ただいま考へております諸施策をここに簡単に申し上げてみたいと思ひます。

まず水産金融対策であります。が、漁業災害補償制度の確立につきましては、かねて国会よりの要望もありまして、政府において鋭意研究を重ねて来たところでありまして、次期国会におきまして農林漁業融資特別会計法案の提出を機会に、漁業災害復旧融資の道を開いて、災害補償制度確立に資するよう努力いたしたいのであります。また漁業手形制度の整備強化につきましては関係当局と鋭意折衝を重ねて参りましたが、次期国会におきましてその法案を提出し、漁業手形の担保である積立基金に對する財政的措置につきましても考慮して行きたいのであります。

中長期生産設備資金の対策であります。が、水産関係中長期生産設備資金に關しましては、対日援助資金の活用、農林中央金庫よりの貸出し等について努力いたしたいのであります。それから魚価維持対策の急速実施の点であります。が、漁獲の豊凶が魚価に与える影響を調整するためには、鮮魚介の鮮度保持、保藏並びに加工の施設を整備することは最も緊急と認められますので、生産地におきまして製氷冷蔵の施設を充実し、消費地におきましても、入荷量の調節をはかるための冷蔵庫を整備する必要があるのであります。見返り資金のあつせんによりまして、これらの施設の整備拡充をはかるつもりであります。すでに本年度におきまして見返り資金一億円のわくを水産物高度利用施設のため確保し得たのであります。さらに農林水産用の残つたわくもありまして、極力これを魚価維持施設のため充当するよう努力いたしております。

水産物の貿易振興についてでありまして、来年年度予算におきましてその経費を確保すべく計上したのであります。が、遂に目的を達成することができなかったものであります。輸出水産物の各種類別に連産省と連繋を保ちつつ、貿易業者を以て不合理な安売りの防止、無暴なる競争の排除等、業者が自主的に協調するよう指導するとともに、在外事務所を通じて、海外の情報を積極的に収集し、生産者並びに貿易業者に周知せしめ、商機を逸しないよう努力してゐるのであります。また通産省と連絡いたしまして、諸外国と締結せられる貿易協定中水産物を輸出品目に加えるの特段の措置を講じております。なお輸出水産物の品質の確保につきましては地方庁の水産物検査所を動員いたしまして、海外の要望にこたえ、規格品の生産に遺憾なきを期する所存であります。

漁業経営費の低減に関する対策につきましては、燃料、綿製品、マニラ製品等、漁業資材は、主として海外からの輸入に仰ぐものでありまして、国際物価の変動は避け得られないのであります。が、その価格の引下げにつきましては極力尽力して参るつもりであります。

なお漁業用塩の価格引下げにつきましては、国会の援助を得まして特別価格の実現するように努力いたしております。

水産物流通機構の根本的刷新についてであります。本問題につきましては、中央卸売市場法の改正案を次期国会に提出いたしまして、水産物の合理的価格の形成、公正明朗な市場の実現をはかり、真に漁民の利益に合致する

流通機構の確立を期する所存であります。なお市場における価格と末端消費者価格との遊離をできる限り調整し得るような組織を確立したいと考えまして、開設者ともいろいろ話し合いを進めておるような次第であります。

○鈴木(書)委員 手数料引上げの前提条件でありますところの漁業経営の安定並びに漁民の生活の確保に関するところの諸施策を、ただいま長官より力強く御説明に相なつたのであります。が、私どもはこの長官の国会における言明は、行動の責任を持つものであります。ただいま御披露になりました政策を、今後強力に御推進あらんことを期待してやまないものであります。またこの手数料問題につきましては、生産者並びに消費者大衆も重大な関心を持ち、その影響するところも非常に大きく、かつ広汎でございますから、今回最高六分とするところの手数料の引上げが、一応農林大臣の裁定によつてきまりました機会に、ただいま長官から御説明にありましたような前提条件である諸政策を、農林大臣はその政治的責任からこれを公約して実行するものであるということ、談話の形において全国の漁業者並びに消費者諸君に対して、その所見を發表することが適切であると思つております。

わが党内閣は漁業の安定と漁民生活の確保のためには、党をあげて異常なる努力を払つておるのであります。が、このような燃料の値上げ、あるいは手数料の引上げ、こういうような諸情勢が惹起いたしますならば、わが党内閣の政策について、漁業者から誤解を招くようなおそれなしとしない際でございますから、委員長並びに水産庁長官

におきましては、大臣ともよく御協議いたしまして、この際農林大臣の談話によつて、十分政府の考へておられるところを全国の漁民並びに一般の国民大衆に明確にすべきであらうと思つております。このことを特に要望しておる次第であります。

○富永委員長 了承いたしました。○井之口委員 ただいま中央卸売市場における手数料の値上げについて、その前提条件として、漁民生活の確保と、漁業経営の安定に対する要望が出ております。これに對しましてひとつお尋ねいたします。

第一こういう手数料の値上げ最高六分をすでに十二月五日から実施しておるといふことそれ自体が、委員会において今までの値上げに對して反對して来たことを押し切つてやつておるわけでありまして、でありますからして、これを事後に承認するといふふうな形でなくして、むしろこういうものに徹底的に反對し続けるという態度がとらるべきものではないかと思つております。さらに漁民生活の確保と漁業経営の安定として、長官はただいま水産金融対策、魚価の維持対策、第三番目に漁業経営の経営費の軽減に関する対策、それから流通機構の根本的刷新、こういう四項目を上げておられます。ところがこの四項目は一番かんじんなものをなくしてしまつておる。と申しますのは、たとえば大連産会社におきましては、大資本で経営しておるにおきましては、漁業労働者の生活確保に對しては、何らの考慮が払われていないという点であります。この人たちに對してもつと徹底的な考慮が払われなければならぬのに、そういう重大な

ることがここから抜けておる。さらに零細漁民は、今日もう配給もとれないといふふうな人たちがたくさんおる。さらに税金、地方税の問題において、この人たちは払えないで困つておる、そういうふうな重要な今日の零細漁民の現状に對して何らの規定がない。なるほど経営費の軽減で、あるいは燃料その他のものの価格は幾分引下げられ、または流通関係でも幾分の考慮は払われるといふふうなことがあつて、間接的に利益を得る点はあるまい。しかしながら、零細なる漁民が直接受けておるところのこの打撃に對して、何らかのもつと積極的な方針がここに考慮されなければならぬのではないかと、こう思ふ次第であります。もしこの四項目だけを実施するとしますならば、おそらく大きな漁業資本家に対しては非常に有利であるが、そういう方面にこれはむしろ利用されがちであつて、中ぐらゐのところはごくわずかにこれに均霑し、零細漁民においてはほとんど均霑する点がないのではないかと。こう考へる次第であります。その意味におきまして、この項目の最初に、漁業労働者並びに零細漁民の生活の確保、並びに経済の安定というものをもちつと考慮されて、方針を確立されんことを要望する次第でございます。が、これに對してどう考へられますか。

○石原(圓)委員 この四項目に對する説明がありましたが、この四項目なるものは、一部分の値上げをしなくとも当然やらなければならぬ事例であります。これをもし市場が六分に値上げをしなかつたとしたら、当局はやらないのか、ここにこういう議論が起つて来

るのであります。私どもは、これらの問題は一分値上げをしようといふと、絶対に当局がやらなければならぬ問題であると思ふ。一分値上げによつて生ずる事例は、その一分の金を積み立てて、そうして金融を円滑にして、生産者に好影響を与えるといふことは、この過剰になつておる荷受け機関、市場開設者の整理統合をするとか、また市場の付近に生産者、漁業従業員等の福利施設をするとか、そういうような事例において、一分値上げをすることの特種の事情に對する施設がなければならぬと思つております。が、一体それはどう考へになりますか。

○家坂政府委員 お答えいたします。ただいま前提条件として申し上げましたものは、もちろんこれで全部を尽しておるものではないのであります。なおその他にもいろいろ一分値上げをして、市場の状態を健全化せしめて、そしてこれがひいては生産者の利益とするところともなるという考へ方であるのであります。なお直接的にいろいろこの一分値上げをするに對しまして、市場側に要求するところ、あるいは政府側においてやらねばならぬ方策、そういうものは実は昨日の委員会でも報告の内容にも御説明したと思ひますが、いろいろの施策を考へておりました。政府といたしましては、早急に市場法の改正をはかる措置を講ずるといふことも申し上げております。それからなお焦げつきの資金といったものを解除するために特別な融資をはかつて行つて、そうして卸売業者の健全化をはかつて、これがひいては生産者にも利益するところに持つて参りたいといふことも考へております。それ

から市場の開設者に対しましては、卸売人の整理をただちに断行する、それからその業務の充実をただちに断行する、産地荷主に対する未払金の返取も迅速にはかる、なお仕切金の早期決済という点につきましても、急速にできるような措置を講じて、そうして市場の明朗化をはかつて、これがひいては生産者の利益増進になるように開設者にやらしめるといふような施策も、いろいろ考えまして、すでにこの点につきましては、ぜひ断行するようにといいことで、開設者とも話を進めている次第であります。

○石原(委員) たいいま申されましたような説明の事柄の——一つの値上げということは、現実には生産者が一つの金を支出することでありまして、この施行の日より生産者がそれだけけいに現実に支出することでありまして、このときにおいて、市場関係開業者と具体的なときめがなければいけないと思ふのであります。ただいまの長官の御説明では、こういうことをやれ、ああいうことをやれということだけを条件をつけたような言葉でありますけれども、それが具体化しておらぬ限りは、市場の開設者が実行することは、とうてい信じられないと思ふのであります。その信じられる方法を講ずると同時に、一つの値上げをするという点においてのみ、双方の相互的な条件がそこに備わっていると思ふのであります。ただ出す方のみは認めて、そうして彼らに対する義務制を何ら具体的にせぬということは、はなはだ生産者に対して不親切であつて、生産者を思ふないことはなほだしいと思ふのであります。

ます。一分というものは現実にここに数字に現われている。それに交換するところの生産者に与えるものは何ものがあるか。このことが具体的にならぬ以上は、私は絶対に納得できないのであります。この四つの条項というものは、一分二分にかかわらない問題である。水産庁及び農林省としてやらなければならぬ問題である。これをもつて交換的なことのようにしてお茶を濁すといふような御意向には、絶対に服従できないのであります。

○井之口委員 さつきの値上げは不当だと私が言つたことに對する答弁を願ひます。

○家坂政府委員 この一分の値上げの点につきましては、私どももいたしましても数字的にいろいろ検討いたしました。本年の三月までの決算内容につきましても検討し、なお統制撤廃されました四月以降九月までの経理内容につきましても、いろいろ検討いたしました。大体六分の値では、この卸売業者といふものが健全なる経営をなし得る、そうしてこれをもつて生産者の便益もはかつて行くことができるというふうな見通しをつかまして、それでこの六分というものの裁定ができたのであります。もちろん生産者と、これが委託販売を承つております荷受け業者といふものは、片一方が健全化するものであります。片一方が健全化するば片一方の方にもその健全化の反映することであるのであります。お互いにこの健全化をはかりながら進んで行くということが、必要なのではないかと考へておるのであります。

○井之口委員 たいいまの長官のお話は、どうもわれわれは承認できません。ひいては漁業労働者へも、または零細漁民へも利益になるといふような断定でありました。たとえば市場の手数料が一分値上げされまると、生産者は直接それだけ打撃を受ける。そうすると、その打撃は自分の使用しているところの労働者の方に転嫁して参るのではありません。転嫁して参るべくその損害を免れようとするが、零細漁民の方はそれに抵抗する力がありませんから、どうにも方法がなくなつて、この負担は直接かかつて来るのであります。それに対する何らかの保障がここに規定されて、初めていゝゆる手数料の値上げの前提要件という条件が成立つわけでありまして、それなくして六分の値上げをやりましたならば、これは当然ここに働いてる漁業労働者並びに零細漁民の方に、大きな負担としておつかふさつて来る。しかるにそれを防止する何らかの方法もないというものが、この四項目となつて現れておる次第であります。この六分の損害を漁業生産者全体が直接だちに受けないようにしようという、先ほどの石原委員の御意見もありませんが、そういう方法をとりましたならば、そつちの方に負担は来ないであらうしようけれども、六分というものを許す以上は、漁

業労働者並びに抵抗力の弱い零細漁民の方に必ずおつかふさつて来る。もしかりにここで四項目が実行できまして、それは一部の中並びに大きな資本家は利益を受けまされども、しかし零細な漁民が直接利益を受けるという性質のものではないと思ひますが、この辺はいかがであらうしようか。

○家坂政府委員 一分を値上げいたしましたといふことは、結局卸売機関の健全化をはかるということに相なるのであります。今まで経済的にも非常に窮迫しておりました卸売機関も、内容あたりを聞いて詰めて参りますと、かなりむりなやり方でやつておるやうな面もあるものであります。そういつたことは生産者に対しては非常に不都合千萬なことでありまして、これを健全ならしめて参りますれば、ひいては生産者側にも利益するところが多分にある、かように考へておるのであります。

なおたたいま施策の一端を申し上げましたその四項目であります。この施策が十分効果を上げますならば、各企業者——大企業も、中企業も、小企業も、非常に健全なる企業形態に発展するのではないかと、かように考へておりますので、これはひいては各企業に従事しております従業者、あるいは零細な漁民にいたしましても、安定生活を確保するために非常に裨益するところがあるのではないかと、かように考へておるわけでありまして。

○林(好)委員 漁船保険の問題で水産庁長官にお伺ひしたいと思ひます。漁船保険の組合の区域の範圍の問題であります。これは内地方面はどのようになつておるかわかりませんが、

が、北海道は御承知のように非常に区域が広うございまして、従来は支庁単位に漁船組合を結成いたしました。その支庁単位に委託して参つたわけでありまして、水産庁からそれを何か道単位に一本に統合しなければならぬといふような事情があつて、北海道庁に指令を出されたかどうかといふことを、まずもつてお伺ひしたいと思ひます。

○家坂政府委員 道一本にしなればならぬといふ指令を出したことは、私は今聞いておりませんが、多分ないのではないかとと思ひます。ただ御参考になりまして、漁船保険組合の力を強化するために、でき得るならばまとめてやつたらどうかといふやうな話があつたことはあるものであります。

○林(好)委員 たいいまここにおられます方が北海道から陳情に参つておるわけでありまして、十一月の十五日の北海道の漁船組合長会議におきまして、突如として北海道庁から、この漁船組合は従来支庁単位でやつておつたのであるが、今度は全道一本に統合する、かういふような提案があつたのであります。しかしながらたたいま申し上げましたように、北海道はおのの地区的に事情を異にしておりまして、はたして全道一本にすることに、本事業の拡充強化ができるかと申しますと、かえつて弱体化すると思ふものは考へるわけでありまして。従いまして、北海道に十一の漁船保険組合があるわけでありまして、その中の九組合が、この北海道庁の全道一本に統合するといふ案に対しては絶対に反対だといふ陳情に来ておられるわけであり

まして、後刻水産庁長官にも陳情がされるはずであります。ただいま申し上げましたように、金道一本にいたしますことは、北海道の実情に沿わないことでありまして、漁船保険組合の発達を阻害するものであると私も確信するものであります。この点を十分に御考慮願ひまして、もし北海道庁が、あやまつた指導をするような考え方を、持つていくとしますならば、水産庁としてはつきりした指令を出していただきまして、そのような間違つた考え方は是正していただきたいと思うのであります。長官の御意見を伺いたしたいと思います。

○鈴木(善)委員 関連して……。ただいま林委員から、北海道の漁船保険組合のことにつきまして、北海道の漁船保険関係者並びに漁業者の、道庁が突如として提案された道内を一本に統合する措置について、反対の陳情を御紹介があつたわけでありまして、私も漁船保険の今後の重点は、民間の営利保険会社がなし得ないところの、零細な漁業者の小型漁船をできるだけ多くこの保険組合に加入せしめまして、国家がそれに再保険をしてこれを擁護するということに、保険組合の使命があり、かつ今後の方向があると思うのであります。今後五トン、十トンというような小型漁船を、できるだけ多く保険組合に加入せしめずためには、北海道のような地域の広大な、東北六果に新潟県を合せたような大きな地域に、しかも交通その他不便な北海道におきましては、道一本の保険組合では、前述いたしましたところの多数漁民の漁船を加入せしめるということ、かえつて不都合を生ずるのではないか、

動脈硬化になるおそれがあるのではないかと。このことを私も憂へるものであります。北海道庁は、これを一本にして、官費支配を強化しようというような意図が十分察知いたされる次第であります。水産庁当局におきましては、漁船保険のあり方、特に高度の社会性を持つことによつて、国の再保険の趣旨が初めて生きるものでありますから、漁船保険行政の根本を忘却せず、漁業者の盛り上げる熱意によつてこの保険組合を指導されるよう、その見地から北海道の方々の陳情は妥当であると私も考へるのであります。長官の御意見をあわせてお尋ねしたいと思います。

○家坂政府委員 ただいま鈴木委員からもお話がありましたように、漁船保険の強化をはかつて参りますために、加入者を増加するには、非常に零細なる漁船を対象としております関係上、普通一般の海上保険というようなものに比較いたしますと、その機構というものが非常に問題になつて来るのであります。私ももちろん、普通の保険会社のように、大地域を一つの保険会社が扱うようなぐあいには、漁船の方は参らぬということに痛感しております。ただあまりに数が多く、ことにその資産内容にしろ、財力などに参りましたも、弱小過ぎて非常に不便をしておるといふような特別な場所でもあれば、これはまた合併をするといふような考え方が出るかもしれぬと思ひますけれども、ただいまの鈴木委員の言われました根本的な考え方につきましては、私も同意見であります。それから林委員からお話のありました

た北海道の問題であります。これはなお保険課長ともよく話し合ひまして、十分実情を開きまして善処したいと思つております。

○富永委員長 午後一時より再開することにしたしまして、この際暫時休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後三時四十一分開議
○富永委員長 午前中に引続き会議を開きます。

閉会中審査の件についてお諮りいたします。今日をもつて今会期は終了するのであります。本委員会におきましては参議院より提出されました水産業協同組合法の一部を改正する法律案を審査中でありまして、現在のところ会期は延長されるかどうかはわかりませんが、もし会期が延長にならなかつた場合は、閉会中審査の申出を議長に提出いたしたいと思ひますが御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○富永委員長 御異議なしと認めます。さう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十二分散会